

「文京区立第六中学校」改築
基本及び実施設計委託プロポーザル

実 施 要 領

平成21年6月

文 京 区

「文京区立第六中学校」改築基本及び 実施設計委託プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「文京区立第六中学校」の改築設計者を公募型プロポーザルにより選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 「文京区立第六中学校」改築基本及び実施設計委託
- (2) 業務内容 「文京区立第六中学校」改築基本及び実施設計業務
「文京区立第六中学校」改築に伴う技術的助言
- (3) 履行期間 契約締結日(平成21年9月下旬予定)から平成23年3月18日(金)まで(予定)
- (4) 建物概要 設計の対象となる建物の概要は、別紙「文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会報告書」による。
- (5) 担当部署 文京区教育委員会教育推進部学務課施設係
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号
文京シビックセンター20階南側
電話：03-5803-1296 FAX：03-5803-1367
メールアドレス：b701000@city.bunkyo.lg.jp (※注：lg.はLG)

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、平成21年6月1日現在において以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続して5年以上行っていること。
- (2) 平成11年4月以降に小学校、中学校又は高等学校の新築若しくは全面的な改築(延床面積7,000㎡以上)に関する設計業務実績があること。

※なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

4 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。

プロポーザルの審査項目は、次に掲げるものとし、「文京区立第六中学校」改築基本及び実施設計委託業者選定委員会設置要領に規定する選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、審査し、選定する。

- (1) 第一段階審査・・・・・・・・「参加表明書」による。
参加表明書に基づき審査を行い、第二段階審査対象者を5事業者程度選定する。
 - ア 委託業務の履行能力
 - ・技術者数、有資格者数等から判断される組織力
 - ・過去の建築関連の受賞実績
 - イ 設計事務所の実績
 - ・学校施設の設計業務実績
 - ウ 設計担当チームの能力
 - ・業務の経験年数及び担当した業務の実績
 - エ 設計事務所の代表的作品
 - オ 設計姿勢
- (2) 第二段階審査・・・・・・・・「技術提案書」による。
第一段階審査で選定された参加者に対して行う。
新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関する審査及びヒアリングを実施する。
- (3) 基本及び実施設計委託候補者の選定
第一段階審査と第二段階審査の結果を総合し、「文京区立第六中学校」改築に最適な基本及び実施設計委託候補者を選定する。

5 参加表明書及び技術提案書の作成様式

参加表明書及び技術提案書については、別紙「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

6 「技術提案書」の内容

次のテーマについて提案すること。

「『文京区立第六中学校』の施設像について」

提案に当たっては、「文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会報告書」の内容を踏まえたものとする。

7 ヒアリングの実施

第一段階審査でのヒアリングは、実施しない。

第二段階審査のヒアリングは、提案者による技術提案書の説明とあわせて実施する。

ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、選定後、別途通知する。

8 手続等

- (1) 第一段階審査

- ア 参加表明書の提出

提出場所：文京区教育委員会教育推進部学務課施設係
〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号
文京シビックセンター20 階南側

提出期間：平成 21 年 7 月 16 日（木）及び平成 21 年 7 月 17 日（金）
両日とも時間は午前 9 時から午後 5 時まで

提出方法：持参すること。

イ プロポーザル及び参加表明書に関する質問の受付

受 付 方 法：電子メールでのみ受け付ける。

（書式は、別紙・質問票様式を使用し、メールに添付すること。）

※文書は、日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX 番号及びメールアドレスを併記する。

メールの件名：「文京区立第六中学校プロポーザル質問（会社名）」とすること。

受付アドレス：文京区教育委員会教育推進部学務課施設係
b701000@city.bunkyo.lg.jp

受 付 期 間：平成 21 年 7 月 2 日（木）午前 9 時から平成 21 年 7 月 7 日（火）
午後 5 時まで

※電子メール受取後、担当部署から送信元へ確認メールを送付する（受付期間までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。）。

※受付期間に届かなかったメールには、回答しない。

※別紙「よくある質問例」に記載されている質問には、回答しない。

質 問 の 回 答：以下の期間、文京区ホームページにて閲覧に供する。

平成 21 年 7 月 13 日（月）から平成 21 年 7 月 17 日（金）まで
ホームページ（プロポーザル及び参加表明書に関する質問・回答）

ウ 第一段階審査結果の通知

第一段階審査の結果は、平成 21 年 7 月 29 日（水）以降、参加表明書を提出した全社に書面により通知する。選定結果に関する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。

なお、参加表明書提出時に、あて先を記入の上、切手 80 円分を貼付した結果通知用封筒を合わせて提出すること。

(2) 第二段階審査（第一段階審査で選定された参加者のみ）

ア 技術提案書の提出

提 出 場 所：文京区教育委員会教育推進部学務課施設係
〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号
文京シビックセンター20 階南側

提出日：平成21年8月20日（木）

時間は午前9時から午後5時まで

提出方法：持参すること。

イ 技術提案書に関する質問の受付

受付方法：電子メールでのみ受け付ける。

（書式は、別紙・質問票様式を使用し、メールに添付すること。）

※文書は日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX番号、メールアドレスを併記する。

メールの件名：「文京区立第六中学校プロポーザル質問（会社名）」とすること。

受付アドレス：文京区教育委員会教育推進部学務課施設係

b701000@city.bunkyo.lg.jp

受付期間：平成21年7月31日（金）午前9時から平成21年8月4日（火）午後5時まで

※電子メール受取後、担当部署から送信元へ送付する。

受付期間中に確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。

※受付期間に届かなかったメールには、回答しない。

※別紙「よくある質問例」に記載されている質問には、回答しない。

質問の回答：以下の期間、文京区ホームページにて閲覧に供する。

平成21年8月7日（金）から平成21年8月20日（木）まで
ホームページ（技術提案書に関する質問・回答）

ウ 第二段階審査結果の通知

第二段階審査の結果は、平成21年9月中旬以降、技術提案書を提出した全社に書面により通知する。選定結果に関する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。

なお、技術提案書提出時に、あて先を記入の上、切手80円分を貼付した結果通知用封筒を合わせて提出すること。

9 プロポーザルの日程（予定）

平成21年6月25日（木）	実施要領の公表（文京区ホームページ掲載）
7月2日（木）	事業説明会
7月2日（木）～7日（火）	参加表明書に関する質問受付
7月4日（土）	現地見学会
7月13日（月）～17日（金）	質問に対する回答

7月16日(木)・17日(金)	参加表明書の提出日
7月29日(水)以降	第一段階審査結果の通知
7月31日(金)～8月4日(火)	技術提案書に関する質問受付
8月7日(金)～20日(木)	質問に対する回答
8月20日(木)	技術提案書の提出日
8月下旬	ヒアリングの実施
9月中旬以降	第二段階審査結果の通知
9月下旬	契約締結(予定)

10 その他

(1) 事業説明会の実施

日 時：平成21年7月2日(木) 午前10時から

会 場：文京シビックセンター2102 会議室

文京区春日一丁目16番21号

文京シビックセンター21階北側

※参加は、1団体2人までとします。

(2) 現地見学会の実施

日 時：平成21年7月4日(土) 午前10時から

会 場：文京区立第六中学校

文京区向丘一丁目2番15号

※参加は、1団体2人までとします。

※車でのお越しは、ご遠慮ください。

(3) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 審査結果に影響を与える工作等不正な行為が行われたもの

(4) 受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等(協力を受ける他の設計事務所等を含む。)が製造

業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、及び当該工事を請け負うことができない。

(5) 提出に伴う費用

参加表明書及び技術提案書の作成並びに提出に伴った費用のすべては、それらの作成者及び提出者の負担とする。

(6) 受注した場合における基本設計・実施設計書の作成方法

基本設計・実施設計書の作成方法は、文京区施設管理部施設管理課で定める「基本設計・実施設計委託仕様書」に基づき作成すること。

(7) 業務委託契約

ア 委託料

設計に関する委託料は、107,000千円（消費税を含む。）程度を予定している。

イ 契約締結の交渉

区は、本プロポーザルにおける最優秀の者との間で、契約締結交渉を行う。

(8) 入札参加資格の取得

東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる文京区競争入札参加資格を有していないプロポーザル参加者については、契約締結時までに文京区競争入札参加資格を取得すること。

(9) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができない。

(10) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。

(11) 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、当基本及び実施設計委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(12) 技術提案書の作成のために文京区から受領した資料は、文京区の許可なく公表し、及び使用することはできない。

(13) 電子メール等の通信事故については、文京区はいかなる責任も負わない。

(14) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。